ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　法人の設立又は事業の開始（法人による場合を除く。）の日から十二箇月以内に、雇用創出のための募集及び採用並びに教育訓練に関する計画（以下この条において「雇用創出計画」という。）を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

(2)　雇用創出計画の期間（以下この条において「計画期間」という。）内に、次のいずれかに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数以上の者を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(i)　六十歳以上の者　一人

(ii)　四十歳以上六十歳未満の者　二人

(iii)　四十歳未満の者　三人（四十歳以上六十歳未満の者を一人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては、二人）

(3)　計画期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する生涯現役起業支援助成金の受給についての申請書の提出日までの間（(4)において「基準期間」という。）において、(2)の雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(4)　(2)の雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(5)　(2)の雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　第一号イ(1)の法人の代表者又は同号イ(2)の個人事業主が六十歳以上の場合　雇用創出計画に基づく募集及び採用並びに教育訓練に要した経費（人件費を除く。ロにおいて「助成対象経費」という。）の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

ロ　イ以外の場合　助成対象経費の二分の一に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

2　前項第一号に該当する事業主が、同項の生涯現役起業支援助成金の支給を受け、かつ、生産性要件に該当する場合にあつては、同項第二号に定める額に加え、同項の規定により支給した額の総額に四分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

（国等に対する不支給）

第百二十条　第百二条の三第一項、第百二条の五第二項及び第七項、第百四条、第百十条第二項、第七項、第九項、第十一項及び第十二項、第百十条の三第二項及び第三項、第百十条の四第二項、第四項及び第六項、第百十二条第二項及び第四項、第百十三条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十四条第一項（附則第十六条の二の規定により適用される場合を含む。）、第百十六条第二項から第五項まで及び第九項、第百十八条第二項、第百十八条の二第二項、第五項、第九項、第十項、第十二項及び第十五項並びに第百十八条の三第二項及び第五項の規定（次条において「雇用関係助成金関係規定」という。）にかかわらず、